

滋賀県スポーツ団体等新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 滋賀県スポーツ団体等新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、県内スポーツ団体等が、試合や教室開催等で取り組む新型コロナウイルス感染拡大防止対策や、PCR検査や陰性証明書等の提出を条件とする近畿・全国大会に出場する団体の検査費用に対して支援を行うことで、感染拡大を未然に防ぎ、安全・安心なスポーツ活動の推進を目指すことを目的とする。

(補助の対象となる者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、次の（1）または（2）のいずれかに該当する者（以下「補助事業者」という。）とする。

- （1） スポーツ活動を主たる目的とし、活動の拠点が滋賀県内にある団体であって、次の①～④の要件をすべて満たす者。
 - ① 定款等においてスポーツの振興に関することが記載されていること
 - ② スポーツ活動を継続して行う意思があること
 - ③ 令和5年4月1日以降に感染症拡大防止対策を講じて練習、試合、大会等のスポーツ活動を実施していること
 - ④ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人または任意団体（※）のいずれかに該当すること
 - （2） スポーツ活動を主たる目的とし、活動の拠点が滋賀県内にある個人であって、次の①～③の要件をすべて満たす者。
 - ① スポーツに関する物・サービスを提供する事業を継続して行う意思があること
 - ② 令和5年4月1日以降に感染症拡大防止対策を講じたスポーツに関する物・サービスを提供する事業を実施していること
 - ③ スポーツに関する物・サービスを提供する事業による収入があること
- （※）任意団体については、以下の要件をすべて満たすこと。
- ・定款に類する規約等を有すること
 - ・団体の意思を決定し、執行する体制・組織を有すること
 - ・会計に関する担当者を有し、収支状況を明らかにしていること

(補助の対象となる事業)

第4条 この補助金の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、次の（1）または（2）のいずれかに該当する事業とする。

- （1） スポーツの練習、大会または教室開催等の活動を行うために講じる、新型コロナウイルス感染症拡

大予防ガイドライン（令和5年4月1日現在）（※）に即した取組であって、県内で行われるもの。

※国、地方公共団体、競技団体等が定めるガイドラインとする。

（2）近畿大会や全国大会等への参加のため、大会要領等で義務づけられたPCR検査等

（補助対象経費等）

第5条 補助対象経費、補助率および補助限度額は、別表のとおりとする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額から、国庫補助金その他の助成金等を除いた額とし、その額が補助限度額を上回る場合は補助限度額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助の期間）

第7条 この補助金の補助対象期間は、令和5年4月1日から令和5年9月30日までに実施する事業とする。

（交付申請）

第8条 補助事業者は、規則第3条の規定による交付申請書（様式1）および次の書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

（1）滋賀県スポーツ団体等新型コロナウイルス感染症対策支援事業収支予算書（様式1（別紙1））

（2）誓約書（様式1（別紙2））

（3）補助対象経費の積算がわかる書類の写し（見積書（見積書がない場合は、価格のわかるホームページやカタログの写しも可））

※既に着手・完了している場合は、発注日がわかる書類（発注書や見積書等）および領収書等の写し

（4）大会出場要件がわかる書類 ※第4条（2）の事業を申請するときのみ

（5）その他参考となる資料（団体の規約、役員名簿、開業届の写し等）

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付決定）

第9条 知事は、前条に規定する交付申請書を受理した場合は、事業の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

(事業の変更)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、変更承認申請書(様式2)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし補助事業の内容に影響を及ぼさない程度の軽易な変更をしようとする場合はこの限りではない。

(補助事業の中止または廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止または廃止しようとするときは、支援事業中止・廃止承認申請書(様式3)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日、または令和5年9月30日のいずれか早い日までに規則第12条に規定する実績報告書(様式4)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 滋賀県スポーツ団体等新型コロナウイルス感染症対策支援事業収支決算書(様式4(別紙1))
- (2) 事業実施状況がわかる資料(参加者募集チラシ、当日の写真、領収書の写し等)

2 補助事業者は、知事が必要と認めるときは、第8条および前項の規定によらず、次の書類を知事に提出することにより、交付申請と実績報告を同時に行うことができるものとする。

- (1) 滋賀県スポーツ団体等新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金交付申請書(兼実績報告書)(様式1-2)
- (2) 滋賀県スポーツ団体等新型コロナウイルス感染症対策支援事業収支予算書(兼決算書)(様式1-2(別紙1))
- (3) 第8条第1項2号から5号に示す書類

3 補助事業完了日が交付決定の日から起算して30日以上遡る場合は、前項の規定中「補助事業が完了したときは、完了した日」を「第9条に基づき交付決定した日」に読みかえるものとする。

4 第8条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査および、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第10条に基づく承認をした場合は、その承認の内容)に適合すると認めるときは、規則第13条に規定する交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前条第2項に規定する交付申請書を受理した場合は、内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定および額の確定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第14条 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めるときは、補助金の一部を概算払により交付することができる。その場合補助事業者は、交付請求書(概算払)(様式5)を提出するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令の日から30日以内とし、期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年2.5%の割合で遅延利息の支払いを請求することができる。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む)には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書(様式6)を知事に提出しなければならない。(第12条3項で明らかな場合は、提出の必要はない)なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(書類の整備)

第16条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助事業者等の公表)

第17条 知事は、必要と認めるときは、補助事業者の名称、代表者名、補助事業の内容等について公表することができる。

(標準処理期間)

第18条 規則第4条に規定する補助金等の交付の決定、規則第8条および第11条に規定する承認、規則第13条に規定する補助金の額の確定は、申請または報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第19条 補助事業者は、第8条の規定に基づく交付申請、第10条の規定に基づく事業の変更、第11条の規定に基づく補助事業の中止または廃止、第12条の規定に基づく実績報告、第14条の規定に基づく補助金の交付等、および第15条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第20条 規則およびこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に必要な事項については、知事が別に

定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

改正後の滋賀県スポーツ団体等新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後の申請から適用し、同日前にあった申請については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

補助対象経費		
区分	内訳	
要綱第4条 (1)	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール消毒液、消毒用ボトル、除菌用ペーパータオル、手袋、石鹼等の<u>手指衛生用品</u>の購入 ・マスク、ゴーグル、フェイスシールド、アクリル板、スポーツ用具等の<u>飛沫感染防止用品</u>の購入 ・体温計、パルスオキシメーターの購入 ・簡易 PCR 等の<u>検査用品</u>の購入 <p>※新型コロナウイルス感染症防止対策のために必要不可欠なものに限る。</p> <p>※単価が税込3万円未満のものに限る。</p>
		<p>(補助率) <u>2分の1</u></p> <p>(補助限度額) 50千円</p>
要綱第4条 (2)	役務費等	<ul style="list-style-type: none"> ・大会要領等で義務づけられている近畿大会や全国大会等に参加するための PCR 検査や陰性証明書等に要する経費
		<p>(補助率) <u>2分の1</u></p> <p>(補助限度額) 100千円</p>